

2022年2月7日

各位

会社名 G M O T E C H 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 CEO 鈴木 明 人
(コード番号：6026 東証マザーズ)
問い合わせ先 常 務 取 締 染 谷 康 弘
TEL. 03-5489-6370

定款一部変更のお知らせ

当社は、2022年2月7日開催の取締役会において、2022年3月18日開催予定の第16期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様の出席を容易にし、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等のリスクを低減するため、完全電子化による株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主様がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）を開催することができるよう、現行定款第14条（招集）について変更を行うものであります。

なお、変更案第14条第2項（招集）の効力は、本総会での決議に加え、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年6月16日法律第70号）の定めにより、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、本総会終結の時に発生するものといたします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行通り)
第2章 株式	第2章 株式
第7条～第13条 (条文省略)	第7条～第13条 (現行通り)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第14条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。	第14条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
(新設)	<u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第15条 (条文省略)	第15条 (現行通り)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	<u>(株主総会資料の電子提供)</u>
(新設)	第16条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。
(新設)	<u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u>
第17条～第44条 (条文省略)	第17条～第44条 (現行通り)
附則	附則
(監査役の実任免除に関する経過措置) (条文省略)	(現行通り)
(定款に定めのない事項) (条文省略)	(現行通り)
(新設)	<u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>

(新 設)	<p>1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(株主総会資料の電子提供)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日で開催する株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6月を経過した日又は前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除するものとする。</p>
-------	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月18日

定款変更の効力発生日 2022年3月18日

以 上